**自主防災会規約**

（名称）

第１条　本組織は、　　　　　　　　　自主防災会（以下「防災会」という。）と称する｡

（事務所の所在地）

第２条　防災会の事務所は、成田市　　　　　番地　　　　　　　　　に置く。

　（目的）

1. 防災会は、会員の隣保共同の精神に基づく、自主的な防災行動を行うことにより、大規模災害による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

（事業）

1. 前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
2. 防災に関する知識の普及に関すること。
3. 大規模災害発生時における情報の収集、伝達、初期消火、救出救護避難誘導、給食給水等の応急対策に関すること。
4. 防災訓練の実施に関すること。
5. 防災計画の作成及び見直し等に関すること。
6. その他、本組織の目的達成に必要な事項。

（会員）

第５条　防災会は、　　　　　区にある世帯をもって構成する。

（役員）

第６条　本組織に次の役員を置く。

（１）　会長　　　　　　　名

（２）　副会長　　　　　　名

（３）　班長　　　　　　　名

（４）　監査役　　　　　　名

（５）　会計　　　　　　　名

２　役員は会員の互選による。

３　役員の任期は　　年とする。ただし再任することができる。

（役員の任務）

第７条　会長は、防災会を代表し、会務を総括し、大規模災害時における応急活動の指揮命令を行う。

２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を行う。

　（会議）

1. 防災会に総会及び役員会を置く。

　（総会）

第９条　総会は、全会員をもって構成する。

２　総会は、毎年１回開催する。ただし、特に必要がある場合は臨時に開催することができる。

３　総会は会長が招集する。

４　総会は次の事項を審議する。

　（１）　規約の改正に関すること。

（２）　防災計画の作成及び改正に関すること。

（３）　事業計画に関すること。

（４）　予算及び決算に関すること。

（５）　その他総会が特に必要と認めたこと。

５　総会はその付議事項の一部を役員会に委任することができる。

（役員会）

第10条　役員会は、会長、副会長、班長、会計、及び監査役によって構成する。

２　役員会は、次の事項を審議し、実施する。

　（１）　総会に提出すべきこと。

（２）　総会により委任されたこと。

（３）　その他役員会が特に必要と認めたこと。

（防災計画）

第11条　防災会は、被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

２　防災計画は、次の事項について定める

（１）　防災組織の任務分担に関すること。

1. 防災知識の普及、及び訓練の実施に関すること。

（３）　情報の収集、伝達、出火防止、初期消火、救出救護及び避難誘導、給食給水などに関すること。

（４）その他必要な事項

（経費）

第12条　防災会の運営に要する経費は、　　　及びその他の収入をもって充てる。

（会計年度）

第13条　会計年度は４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

（会計監査）

第14条　会計監査は、毎年１回監査役が行う。

２　監査役は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

（附則）

この規約は　　　　年　　月　　日から施行する。